

所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成 23 年分所得税の確定申告・平成 24 年度市県民税申告の相談日程等

区分	期間	時間	場所	備考
市の職員による申告相談	2月16日(木)～3月15日(木)の平日(月～金曜日) ※2月26日の日曜日は開催しません。	9:00～16:00	市民会館コミュニティセンター 3階小ホール ☎④1630	期間中の2月17日(金)～22日(水)、2月29日(水)～3月2日(金)には、税務署職員が相談に加わります。(9:30～16:00)
税理士による無料申告相談	2月23日(木)、24日(金)、27日(月)	9:30～12:00 13:00～16:00	加西商工会議所 3階大会議室 ☎④0416	所得税(譲渡所得を除く)及び消費税の申告相談です。贈与税及び相続税の相談はしていません。
社税務署による申告相談	2月16日(木)～3月15日(木)の平日(月～金曜日)	9:00～17:00	社税務署(加東市社51-3) 個人課税部門 ☎0795-42-0223	日曜日の申告相談は実施していません。

【申告に必ず持っていくもの】

- ・所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方)
 - ・源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - ・配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方)
 - ・所得の計算に必要な帳簿書類
 - ・生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
 - ・国民年金保険料の控除証明書又は領収書(国民年金保険料の支払いがある方)
 - ・所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方)
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

【市の申告会場で申告相談される方へ】

- 市の職員が申告相談に応じる場合は、原則として次の方とします。
- ①給与所得者及び公的年金等受給者
 - ②上記①以外で、おおむね所得が300万円未満の白色申告者(ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である方を除く)
- ※上記以外の所得等がある方(特に、土地や建物や株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方)については、税務署での申告相談を受けてください。



■平成 23 年分所得税の確定申告・平成 24 年度市県民税申告での改正事項

■扶養控除が次のとおり廃止または縮減されました。

- ①年少扶養親族(0～15歳)の扶養控除が廃止。
- ②特定扶養親族(16～22歳)のうち、16歳から18歳までの扶養親族の控除額が縮減。

区分	所得税		市・県民税	
	変更前	変更後	変更前	変更後
0～15歳	38万円	控除なし	33万円	控除なし
16～18歳	63万円	38万円	45万円	33万円
19～22歳	63万円(変更なし)		45万円(変更なし)	

※なお、年少扶養親族が障害者控除の対象者である場合は、扶養控除は適用されませんが、障害者控除(特別障害者、同居特別障害者の控除を含む)については、これまでどおり適用されます。

■公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出が不要になりました。

ただし、公的年金等の収入以外の所得がある方は、市県民税の申告は必要です。また、公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の方でも医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民税の申告をされないと、それらの控除が考慮されずに平成24年度の市県民税が計算されることになりますので注意願います。

なお、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、これまでどおりできます。

■市県民税の申告について

平成24年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必要です。

特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。

■所得税の申告について

次のような所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの事業からの収入(事業所得、農業所得)
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)



【サラリーマンの確定申告】

次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- ・給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合。ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。
- ・平成23年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合。

※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。

【農業所得の申告】

農業所得の申告については、全て、実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算に基づいて申告しなければなりません。

※農業所得における収入及び支出の内訳については、出荷伝票、振込通知、領収書や購入証明書など収入金額や支出金額の分かるものや帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書を作成のうえご来場ください。市の申告会場では例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じておりますので、ご協力をお願いします。

【土地や建物の譲渡、青色申告者などの申告】

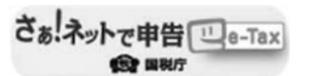
土地や建物や株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方、雑損控除のある方については多様なケースが想定されますので、社税務署での申告をお願いします。

【e-Taxで確定申告が出来ます】

所得税の申告は、自宅のパソコンから申告可能なe-Taxがご利用いただけます。次のようなメリットがあります。

- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出(送信)が可能です。
- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略することができます。
- ・平成23年分の確定申告を申告期限内に行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成23年分の間でいずれか1回)。

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」については、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。

2年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認することで、「おむつ使用証明書」の代替として医療費控除の対象になる場合があります。

【要介護認定者に係る「障害者控除認定」】

平成23年12月31日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態等が6か月以上継続していることが確認できるときは、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行する場合があります。

※いずれも、様々なケースが考えられますので、詳細は長寿介護課(☎④8788)にお問い合わせください。

【問合先】 税務課税制担当 ☎④8712、社税務署個人課税部門 ☎0795-42-0223